

議会質問

梶原ときよし

9月議会
一般質問より抜粋

2024年
9月19日

前文の続き

のかを全てお示ください。
③また、被害を受けた際に梶原議員に対し話し合いや取消を求めなかったのか。或いは求めたのかも全て示して下さい。
本決議案は、話し合いや討論を基本とする議会や議員の本分から大きく外れているだけでなく、世間に対して一人の議員を陥れる決議であると考えていますが、詳細な回答をいただきたいです、お願いします。

との内容証明郵便通知に対し、以下のような返事が返って来ました。

【回答書】(原文を抜粋)

通知人梶原時義議員の質問には、同決議案提出者である個々の議員が、人格否定されたことを示せとあるが、同決議案で問われたのは、提出者の被害認定とそれに対する反省と謝罪ではない。
要求書にある議場で議員への人格否定について、そのみを取り出すことは困難であるが、それは議場における議員の発言は、一般に執行部に対するものとなるからである。

～内容証明に対する回答書で明らかになったことは「私が10人の議員に対し、議員の人格を否定する発言を繰り返すから、それをやめさせるためにやむを得ず反省と謝罪を求める決議を出した」という内容は、全くのたまためで誰一人被害を受けた議員はいないことが回答されています。

旧優生保護法による被害者救済に全力で取り組み!!

「戦後最大の人権侵害」と呼ばれる旧優生保護法による被害者の救済に野志市長は、本気で取り組むべきではないか。

梶原議員の質問

最高裁は本年7月に、長期間にわたり障がいのある人たちの差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきたことは「個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反し、憲法第13条に違反する」また、「障がいのある人たちにに対する差別的な取扱いで、法の下での平等を定めた憲法第14条にも違反する」として、旧優生保護法は憲法違反との判断を示した。1948年に制定された旧優生保護法が1996年に母体保護法に改正されるまでの48年間の間、障がい者差別を強制してきた事実は国や県の責任とは言え、差別を放置してきた本市にも重大な責任があると思うが、市長の見解を求める。

健康医療部長の答弁

本市としても、市民の人権を尊重し心身の健康を守る立場からこのような政策が長年実施されたことを重く受け止めており、旧優生保護法のもと手術等を受けられた方やその家族の気持ちに寄り添いたいと考えています。

しかも決議案には「梶原議員に反省と謝罪を強く求める」という記述が5回に渡り出てきますが、回答書には「同決議で問われたのは、提出者の被害認定とそれに対する反省と謝罪ではない」としています。

全々の支離滅裂としか言いようがありません。決議文の捏造が議事録で証明されるため全くのデッチアゲだったことを認めざるを得なかったのが事の顛末のようです。

8月19日に、この件で議長から呼び出しがあり、決議されたことに対する梶原の対応を求められました。

私は議長に対し、「私が提出議員や理事者の人格を否定するようなハラスメント発言を繰り返している事実があるなら、当然のこと謝罪をさせてもらいます。ただ決議案には私のどの発言を誰に謝罪するよう、要求しているのか具体的に記述がなされてなく、どうすれば良いかとアドバイスを求めましたが、議長も副議長も、それに答えることができないという、全くお粗末な決議文であることを認めざるを得ませんでした。

さらに当初、提出議員メンバーの一人でもあった、清水副議長に「議場で清水議員の人格を否定するような発言を梶原から受けたことがありますか」と尋ねたら「私には一切ありません」と話されましたので「じゃあ他の誰にあったのですか」と、さらに聞くと「私には分かりません」とお答えでした。※捏造決議を証明してくれました。

議長は、本来このような一方的に他の議員を中傷するような決議文が出てきた時は、まずは議長

梶原議員の質問

旧優生保護法の下、本人の同意なく障がいなどを理由に不妊手術を強制された被害者が全国で約1万6500人、愛媛県内には167人が確認されていると聞くと、本市内の被害者数の把握はしているのか。また、強制的に同意を求めたものを含め、同意があつた上で不妊手術を受けた愛媛県と松山市の人数も示せ。もし把握していないのなら、本市として知ろうとするアクションを起こすべきだと思うがどうか。

健康医療部長の答弁

本市は、旧優生保護法に関連した資料等を保有していないため、愛媛県に確認したところ、県内では本人の同意がない優生手術件数は167件、同意がある手術件数は378件となっています。市町ごとの件数を把握できないとのことであり、本市の件数については確認ができません。

梶原議員の質問

私に入った情報では、県内の不妊手術件数は545件に上るにもかかわらず、被害者救済法の適用申請をした人は10件しかないのが現状である。48年以上も差別を受け続けた被害者が2次被害を恐れ、申請をちゅうちょすることは当然のこととして、行政が被害者救済に対し被害者のアクション待ちの姿勢がこの現状を招いているのではないのか。市長の見解を求める。

預かりとして、少なくとも事実確認くらいは充分に行つた上で扱うのが当たり前であるにもかかわらず、それを怠り今回提出者に加担した行為は明らかに公平な議会運営の原則を逸脱していると言わざるを得ません。

後の祭りですが、今回、議長・副議長が提出者10人と梶原との話し合いの場を設定すると約束をしましたが、何と提出者10人はこれを拒否して今までと同様に、私との話し合いから逃げるという行動に出ました。

庁内雑音のヒトコマ

梶原議員

職員A: 梶原議員に対する非難決議は事実無根で本当にひどいです!! 議事録に全く載って無いでっちあげの事実が暴かれて、10人の議員は逃げまわっているようですネ!

職員B: 仕事ができない議員が、活躍する梶原議員をやっかんで、陥れようとしたんじゃないの!

梶原議員: はい。

私が決議提出議員に対し、議場で人格を否定する発言など一度もありません。もちろん議事録にもありません。非難決議を出しておきながら、その説明や話し合いを拒否して、逃げまわる議員には大喝を入れますが議員という前に「人として問題ですネ!」 情けないです!! ※こんな人に投票をしてはならない! ということです。

健康医療部長の答弁

本市では、現在、一時金の申請につながるよう、庁内の関係部署で連携し、ポスター掲示やリーフレット配布などを行っています。
今後は、各関係団体や家族会を通じて周知するなど、一人でも多く手術等を受けられた本人やその家族に情報が届くよう努めたいと考えています。

梶原議員の質問

最高裁の違憲判決を受け、国の補償制度の制定が早急に求められるが、国県と本市の加害性に向き合い、被害者救済に向けて本市として早急に手厚い福祉政策を実施するべきではないか。

健康医療部長の答弁

手術を受けられた方やその家族から相談があった場合は、請求手続きだけでなく、それぞれの状況に応じ、よくお話を伺いするなど、寄り添った対応に努めたいと考えています。

当時、市町村職員が障がいのある人の家庭に出向き、手術をするよう要請しており、被害者データが作成されていたことは間違いありません。
再調査を行ない、被害者救済のアクションを起こす義務があるのではないのでしょうか?

以上のやり取りで明らかのように、今回の決議内容は事実ではなく、捏造された「造花の決議」であることは明かされています。
提出議員には自らが犯した罪の重さを自覚して頂き、梶原時義に対する真摯な謝罪と決議の撤回をこの場で求めています。

捏造(ねつぞう)
本当にはない事を、あるかのように偽って作り上げること。
でっちあげ



梶原ときよし(新風会)

2010年の初当選以来4期14日目、全定例市議会58議会連続登壇を続けています。(松山市議会：連続登壇記録更新中)

急傾斜地の警戒区域と特別警戒区域にある城山の土砂崩れ事故を経て、市内の他地域にある同警戒区域内の本市施設の安全対策の現状について

梶原議員の質問

本市における土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設76か所の安全対策の現状と方向性を示せ。
また、湯山地区の湯山公民館と市役所湯山支所の立地が急傾斜地の警戒区域・特別警戒区域内に位置しているが、多くの市民が日常的に利用する施設だけに、建築物や急傾斜地の補強あるいは移転について早急に検討が必要と思うがどうか。

教育委員会事務局長の答弁

湯山公民館、湯山支所についてですが、平成28年及び令和2年に、地元から、立地状況を踏まえて、適地への移転要望がなされており、本市ではこれまで、地元と連携協力しながら、検討を進めてきましたが、現時点で、具体的に決まっていることはありません。
公民館や支所は、地域の方々の拠点となる施設ですので、利便性向上や安全性の確保に向けて引き続き、地元の協力を得ながら、検討を進めていきたいと考えています。

湯山支所や湯山公民館が特別警戒区域にある以上、地域の拠点となる施設の適正立地とは言えず、地元の移転要望を待つのではなく、市民の安全と生命を守るため、行政からアクションを起こすべきではないか!!
大至急適地への移転を行うべきである!!